

資料 9

業務管理体制の整備について

令和6(2024)年3月 障害福祉サービス等事業者説明会

栃木県保健福祉部指導監査課

このページは空白です

業務管理体制の整備について

○ 業務管理体制の概要

平成 24 年 4 月 1 日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

1 事業者ごとの届出

届出は、指定を受けている事業所又は施設の申請（開設）者である事業者ごとに行います。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

【障害者総合支援法の根拠条文】

(1) 法第 51 条の 2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

(2) 法第 51 条の 31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【児童福祉法の根拠条文】

(1) 法第 21 条の 5 の 26：指定障害児通所支援事業者等

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(2) 法第 21 条の 19 の 2：指定障害児入所施設等の設置者

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(3) 法第 21 条の 38：指定障害児相談支援事業者

障害児相談支援

2 事業者が整備する業務管理体制

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 // 主たる事業所の所在地 // 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注2)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注1) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

「法令遵守責任者」については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法及び児童福祉法並びに各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(注2) 業務が法令に適合することを確保するための規程

3 業務管理体制に関する事項を記載した届出書の届出先

区 分	届出先
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省本省 (社会・援護局 障害保健福祉部 企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村
③ 全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が宇都宮市(中核市)にのみ所在する事業者等	宇都宮市
④ 全ての指定事業所等(障害者総合支援法に基づく指定事業者等のみ)が栃木市にのみ所在する事業者等	栃木市
⑤ ①から④以外の事業者等	栃木県 (保健福祉部障害福祉課 福祉サービス事業担当)

4 業務管理体制確認検査の実施について

「業務管理体制確認検査（一般検査）自己点検シート」に基づき確認検査を行いました結果、法令遵守責任者が選任されておらず、「業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書」が提出されていなかった事例が見受けられました。

事業者におかれましては、法令遵守等の業務管理体制を整備し、「業務管理体制の整備又は区分の変更に係る届出書」を提出してください。